

東広島市移動円滑化基本構想

【概要版】

平成15年3月

東広島市移動円滑化基本構想【概要版】

東広島市都市部都市計画課
平成15年3月
〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
TEL 0824-20-0954



東広島市

1. 東広島市移動円滑化基本構想の役割

1-1 事業の背景と目的

2015年にわが国は、国民の4人に1人が高齢者という諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展し、本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また、ノーマライゼーション^{*1}の理念の社会への浸透が進み、障害のあるなしや年齢などに関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができるような社会を目指すための配慮が強く求められています。このため、高齢者及び身体障害者など誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境の確保が重要な課題となっています。

東広島市においても、近年高齢化率が増加するなど、高齢者及び身体障害者等^{*2}の移動の利便性及び安全性の向上を促進する必要性が高まっています。

また、平成12年11月15日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が施行され、円滑な移動が可能となる社会環境の整備を目指して総合的な取り組みが行われようとしています。この法律では、公共交通機関のバリアフリー^{*3}化を総合的かつ計画的に推進するための目標として、平成22年までに旅客施設（1日の平均的利用者数5,000人以上）・車両等・一般交通用施設（道路、駅前広場及び通路等）・信号機等のバリアフリー化を実施することとしています。

市町村では、相当数の旅客が利用する駅等を中心とした重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、基本構想を作成することができるとなっています。この場合には、市町村は、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議するとともに、それら関係者は基本構想の作成に協力するように努めなければならないとされています。

以上のような背景の中で、東広島市では、バリアフリーに関連した既存計画等による従来のバリアフリー化の取り組みを推進するとともに、これらの既存計画と整合を図りながら、地域特性や高齢者及び身体障害者等の意見を反映した重点整備地区内における重点的かつ一体的な事業の推進を図るための基本構想を作成するものであります。

*1 ノーマライゼーション：高齢者も障害者もそうでない人もすべて、人間として普通の生活を送るために、ともに暮らし、ともに生きる社会こそが、あたりまえの社会であるという考え方。

*2 高齢者及び身体障害者等：高齢者、身体障害者の他、妊娠婦の方やけが人等、何らかの理由で移動が困難になっている人を対象としています。

*3 バリアフリー：高齢者及び身体障害者等が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くこと。

1-2 交通バリアフリー法*の概要

* 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化に関する法律」

【交通バリアフリー法のしくみ】

基本方針（主務大臣）

- 移動円滑化の意義及び目標
- 移動円滑化のために公共交通事業者が講すべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等



公共交通事業者が講すべき措置

- 新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

◇旅客施設を新設する際の基準適合義務

- ・エレベーター、エスカレーターの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ・トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置 等

◇車両を導入する際の基準適合義務

- ・鉄道車両の車いすスペースの確保
- ・鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
- ・低床バスの導入
- ・航空機座席の可動式肘掛けの装着 等

- 既存の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 等

公共交通特定事業

- 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業

- 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施

交通安全特定事業

- 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

その他の事業

- 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- 駐車場、公園等の整備等

支援措置

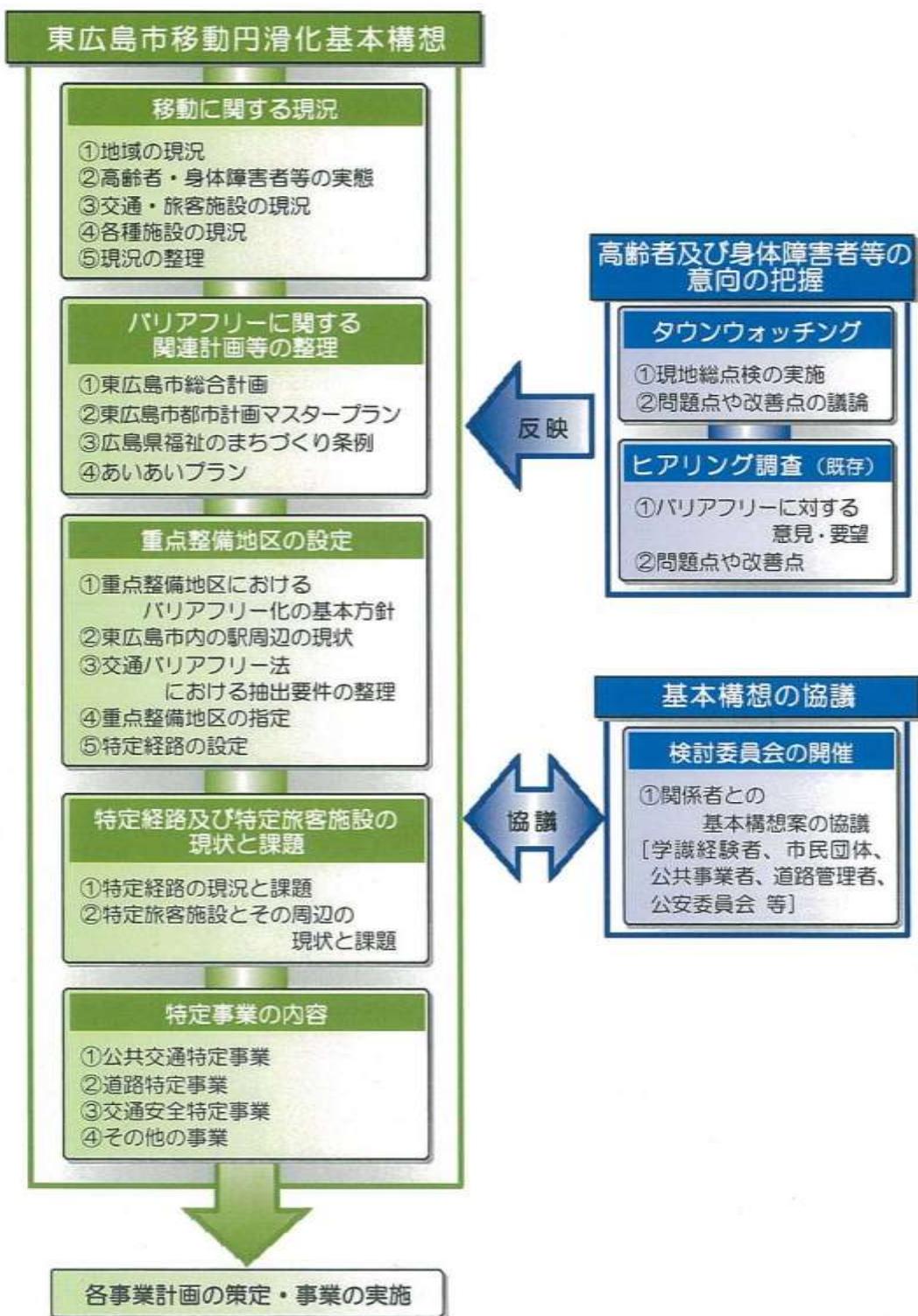
- 運輸施設整備事業団による補助金の交付
- 地方公共団体が助成を行う場合地方債の特例
- 固定資産税等課税の特例

(注) 市町村が基本構想を作成できる「特定旅客施設」は次のいずれかの条件を満たす旅客施設です

ア. 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設
イ. 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者等の利用者数がア. の旅客施設と同程度と認められる旅客施設
ウ. その他、徒步圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設

1-3 東広島市移動円滑化基本構想策定フロー

東広島市移動円滑化基本構想の策定にあたり、学識経験者や市民団体等から構成する検討委員会の開催により、幅広い見地からの意見を集約しました。また、タウンウォッチング等により高齢者及び身体障害者等の意向を反映し、関係者の合意に基づく実現性のある基本構想をとりまとめました。



2. 重点整備地区の設定

基本構想では、利用者の多い旅客施設（特定旅客施設）を中心として、移動円滑化（バリアフリー化）に関する事業の重点的かつ一体的な推進を図る地区（重点整備地区）を設定し、その地区内で行う事業の基本的な構想を定めます。

2-1 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

バリアフリー化に関する既存計画と整合を図りながら、重点整備地区におけるバリアフリー化の推進に関する基本方針を次に示します。

①道路のバリアフリー化の推進

- 高齢者及び身体障害者等が、快適かつ自由に移動できるよう、歩道の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道への看板のはみ出しや自転車等の放置の解消に努めます。

②公共交通機関の利便性向上のためのバリアフリー化の推進

- 高齢者及び身体障害者等が、公共交通機関へのアクセスや乗り換えがスムーズに行えるよう、駅やバス停など交通結節点や車両等のバリアフリー化に努めます。

③安全に移動するためのバリアフリー化の推進

- 高齢者及び身体障害者等が、安全に移動できるよう、歩道の整備や交差点等への音響信号の設置等を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。
- また必要に応じて、音声誘導や視認性向上等、IT等の新技術を活用したソフト施策の導入に努めます。

④心のバリアフリー化の推進

- バリアフリー化の推進のため、ハード面での整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者及び身体障害者等に対する理解を深め、積極的に手助けする環境の創出に努めます。

2-2 重点整備地区の考え方

①重点整備地区的指定

- 特定旅客施設を中心として、バリアフリー化に関する事業の重点的かつ一体的な推進を図る重点整備地区の指定は、次に示す条件の下に行います。

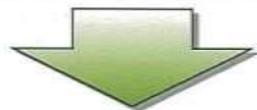
【重点整備地区的指定条件】

- ◇特定旅客施設から概ね1kmの徒歩圏域
- ◇高齢者・身体障害者等の日常生活及び社会生活において利用すると認められる公共公益施設^{*1}や福祉施設^{*2}等の主要施設を含む区域
ただし、その分布状況や利用状況を考慮する
- ◇地区の境は、主な道路や鉄道等で区切る

※1 公共公益施設：市役所、出張所、公民館、図書館、警察署、郵便局 等

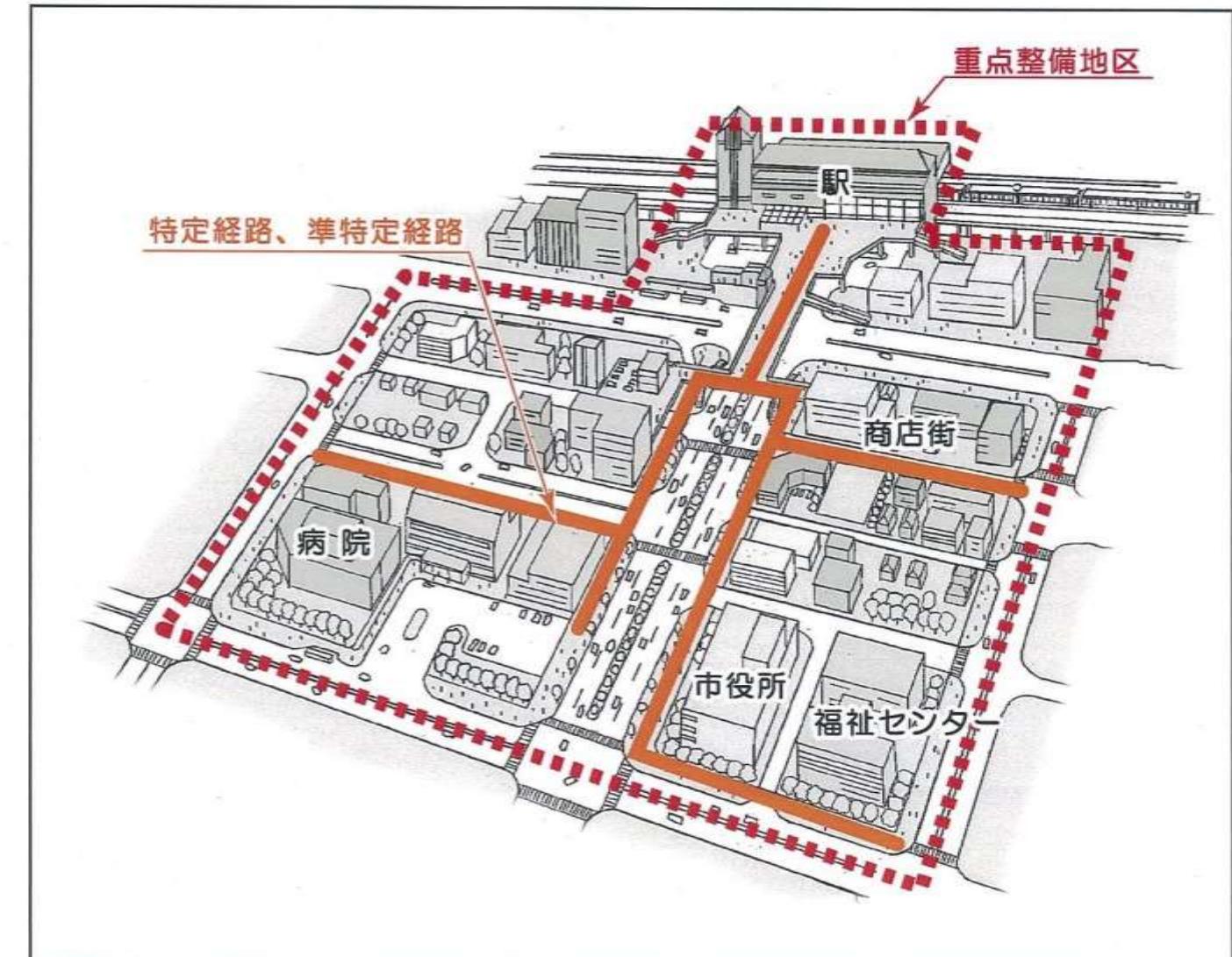
※2 福祉施設：通所施設、福祉作業所 等

- 重点整備地区の指定にあたっては、東広島市内のすべての駅・駅周辺について状況を調査し、検討を行いました。
- 利用者が多い旅客施設として、重点整備地区の中心となる特定旅客施設を抽出しました。
- 特定旅客施設を中心とし、指定条件を考慮した上で、重点整備地区を指定しました。また、効果的で効率的な事業の推進のため、周辺の既存計画や事業と整合を図りました。



②特定経路の指定

- 重点整備地区において、特定旅客施設から高齢者・身体障害者等の日常生活及び社会生活に利用すると認められる公共公益施設や福祉施設等の主要施設まで連絡する主要な経路を、「特定経路」として指定し、移動円滑化を推進します。
- また、地形等の状況や事業の実現性等を考慮し、主務省令で定める構造基準に適合できない経路においても、「準特定経路」として位置付け、可能な限り移動円滑化を図ります。



「重点整備地区」及び「特定経路、準特定経路」の指定のイメージ

2-3 東広島市内の駅周辺の現状

	八本松駅周辺地区	西条駅周辺地区	西高屋駅周辺地区	白市駅周辺地区	新幹線東広島駅
周辺の主要施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○駅から半径500mにおいて公共公益施設や病院・福祉施設等はほとんど立地していませんが、駅北側に商店が集積しています。 ○駅から南東方向約1kmまでには、出張所、美術館、福祉施設、商業施設、総合公園が立地しています。 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊駅前の道路が狭く、歩道がないところもあり、身体障害者が利用しづらい。 ◊バス停、タクシー乗り場から駅舎まで行くのが困難。 ◊陸橋の階段が不便。 ◊視覚障害者誘導用ブロックがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅から南側の半径1km以内に公共公益施設、病院・福祉施設及び商業施設等が多く立地しています。 ○駅の北側には、公共公益施設や病院・福祉施設等ほとんど立地していません。 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊歩道が狭く、段差が多い（ブルバール沿いを除く）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅の北側の半径500mにおいて、出張所や福祉施設が立地しています。 ○北側の約1.5kmに近畿大学工学部をはじめとする教育施設が立地しています。 ○駅の南側には、公共公益施設や病院・福祉施設等ほとんど立地していません。 ○駅西側の歩道は未整備です。 ○駅前広場から駅へのアクセスには、県道を横断する必要があります。 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊道路端が狭く歩道の整備が不十分。 ◊駅入口の信号機付近が、視覚障害者などにとって危険。 		<ul style="list-style-type: none"> ○駅から半径500mにおいて公共公益施設や病院・福祉施設等はほとんど立地していません。 ○駅のアクセス道路（旧県道）の幅員（W=4.0m）が狭くなっています。
駅の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎の形態は橋上駅。 ○エレベーター、エスカレーターは、整備されています。 ○駅前広場は南側と北側にあります。 ○JRの利用者数：9,616人/日 ○JRの運行状況：広島方面 73便/日 三原方面 73便/日 ○バスの運行状況：発便数 60便/日 着便数 49便/日 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊駅構内の移動手段が階段しかない。 ◊トイレのスペースが狭く障害者や高齢者が利用しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎の形態は地平駅。 ○エレベーター、エスカレーターは、整備されています。 ○駅構内へのスロープはあります。 ○駅前広場は南側にあります。 ○駅舎への入口に高低差（1.7m）があります。 ○バス停設置箇所の歩道幅員（W=2m）が狭い。 ○JRの利用者数：17,612人/日 ○JRの運行状況：広島方面 73便/日 三原方面 67便/日 ○バスの運行状況：発便数 179便/日 着便数 183便/日 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊駅構内の移動手段が階段しかない。 ◊車いすで入る場所がわかりにくい。 ◊トイレのスペースが狭く障害者や高齢者が利用しにくい。 ◊スロープが急な気がする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎の形態は地平駅。 ○エレベーター、エスカレーターは、整備されています。 ○駅前広場は北側にあります。 ○JRの利用者数：9,674人/日 ○JRの運行状況：広島方面 69便/日 三原方面 67便/日 ○バスの運行状況：発便数 50便/日 着便数 56便/日 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊駅構内の移動手段が階段しかない。 ◊ホームが低いので乗降する時困る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎の形態は地平駅。 ○エレベーター、エスカレーターは整備されています。 ○駅前広場は南側にあります。 ○駅前広場から駅構内に至る経路上の段差は解消されています。 ○視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。 ○JRの利用者数：3,984人/日 ○JRの運行状況：広島方面 69便/日 三原方面 34便/日 ○バスの運行状況：発便数 37便/日 着便数 24便/日 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者が利用するとき困る場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊駅構内の移動手段が階段しかない。 ◊ホームが低いので乗降する時困る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎の形態は地平駅。 ○エレベーター、エスカレーターは整備されています。 ○駅前広場は北側にあります。 ○駅前広場から駅構内に至る経路上の段差は解消されています。 ○視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。 ○JRの利用者数：2,314人/日 ○JRの運行状況：広島方面 34便/日 三原方面 35便/日 ○バスの運行状況：発便数 28便/日 着便数 26便/日 ○「あいあいプラン」に次のことが示されています。 【身体障害者や高齢者の利用が工夫されている場所】 <ul style="list-style-type: none"> ◊階段が低く広いので良い。 ◊エレベーターが設置されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○駅南側の駅前広場は整備されています（八本松駅前広場整備）。 ○八本松駅前土地区画整理事業が計画されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅南側は、西条駅前土地区画整理事業が施行されており、ブルバールの西条駅までの延伸、駅前広場の拡張、駅周辺道路の整備が進められています。 ○また、駅東側では中心市街地活性化基本計画で「歩行者優先ゾーン」が設定されています。 ○駅北側の駅前広場が計画されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中高一貫校の建設が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広島空港のアクセスとなる新たな軌道系交通の計画があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅南側では、東広島駅前土地区画整理事業が実施されています。

2-4 特定旅客施設の抽出

●特定旅客施設の抽出

○「利用者数が5,000人/日以上」、「高齢者利用者数が900人/日以上」又は「身体障害者利用者数が95人/日以上」の内いずれかの要件を満たしている東広島市内の特定旅客施設は、八本松駅、西条駅及び西高屋駅の3駅で、それぞれの駅を中心としたエリアを対象として重点的にバリアフリー化を図ります。

【特定旅客施設の抽出】

駅名	八本松駅	西条駅	西高屋駅	適用
①当該駅の1日当たりの利用者数	9,616人/日	17,612人/日	9,674人/日	H13JR西日本
②利用者数判定	○	○	○	①≥5,000
③当該旅客施設1日当たりの高齢者利用者数	1,289人/日	2,360人/日	1,296人/日	①×東広島市の高齢比率 ^{#1}
④高齢者利用者数判定	○	○	○	③≥900 ^{#2}
⑤当該旅客施設1日当たりの身体障害者の利用者数	202人/日	370人/日	203人/日	①×東広島市の身体障害者比率 ^{#3}
⑥身体障害者利用者数判定	○	○	○	③≥95 ^{#4}

駅名	白市駅	新幹線東広島駅	適用
①当該駅の1日当たりの利用者数	3,984人/日	2,314人/日	H13JR西日本
②利用者数判定	×	×	①≥5,000
③当該旅客施設1日当たりの高齢者利用者数	533人/日	310人/日	①×東広島市の高齢比率 ^{#1}
④高齢者利用者数判定	×	×	③≥900 ^{#2}
⑤当該旅客施設1日当たりの身体障害者の利用者数	84人/日	49人/日	①×東広島市の身体障害者比率 ^{#3}
⑥身体障害者利用者数判定	×	×	③≥95 ^{#4}

※1 東広島市の高齢比率：13.4%

=15,721人（東広島市高齢者人口）÷117,239人（東広島市人口）

※2 利用者5千人/日の旅客施設の1日当たりの高齢者利用者数：900人/日
=5千人×22,869千人（全国高齢者人口）÷127,686千人（全国人口）

※3 東広島市の身体障害者比率：2.1%

=2,453人（東広島市身体障害者人口）÷117,239人（東広島市人口）

※4 利用者5千人/日の旅客施設の1日当たりの身体障害者利用者数：95人/日
=5千人×2,362千人（全国身体障害者人口）÷127,686千人（全国人口）
〔出典：人口推計年報(H13.10)、身体障害児・者実態調査(H13.6)〕

2-5 東広島市内の駅周辺の現状

(1) 八本松駅周辺地区

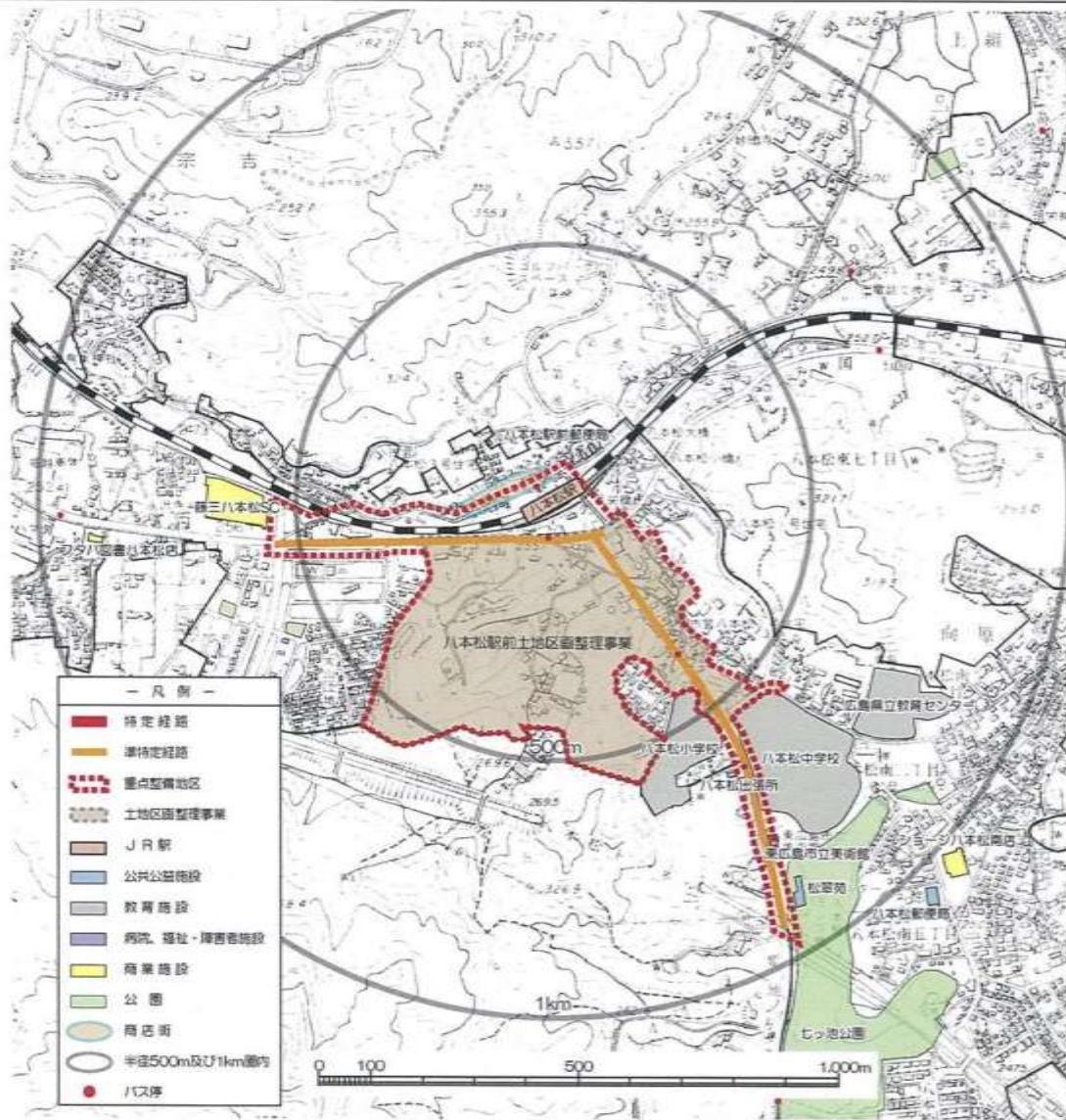
●八本松駅周辺の重点整備地区

- 駅北側には商店が集積し、駅西側には大規模な商業施設、駅南側には美術館及び福祉施設が立地しており、それら対象施設と駅を結ぶ沿線を重点整備地区とする。
- 駅東側には対象となる施設は立地していないことから、重点整備地区は指定しないが、八本松駅前土地区画整理事業の予定区域については重点整備地区とし、その事業と整合を図る。



●八本松駅周辺の特定経路

特定経路		特定旅客施設 ⇄ 主な対象施設
準特定経路	①国道486号	八本松駅 ⇄ 藤三八本松SC
	②(主)馬木八本松線	八本松駅 ⇄ 美術館・松翠苑



●現状と課題

①国道486号（準特定経路）



- 歩道の連続性がない。
- 歩道幅員が1mの箇所やすりつけ部の縦断勾配がきつい箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 広幅員の歩道が整備されている箇所がある。

②(主)馬木八本松線（準特定経路）



- 歩道の連続性がない。
- 横断歩道橋の設置により歩道幅員が1mとなっている箇所がある。
- 歩道の幅員が狭く、すりつけ部の勾配がきつい。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 広幅員(W=3.0m)の歩道が整備されている箇所がある。
- 歩道上に目の粗いグレーチングがある。

③八本松駅駅構内、駅前広場（特定旅客施設）



《駅構内》

- 改札口からホームまでわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- ホーム内の視覚障害者誘導用ブロックは線路側に設置されている。
- 視覚障害者用の電光掲示板・字幕放送等の設備はない。
- ホームへの昇降施設は階段のみである。
- 階段には手すりが設置されている。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。

《駅前広場》

- わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 駅舎及び跨線橋への昇降施設は階段及び長いスロープである。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。
- 跨線橋は歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。

(2) 西条駅周辺地区

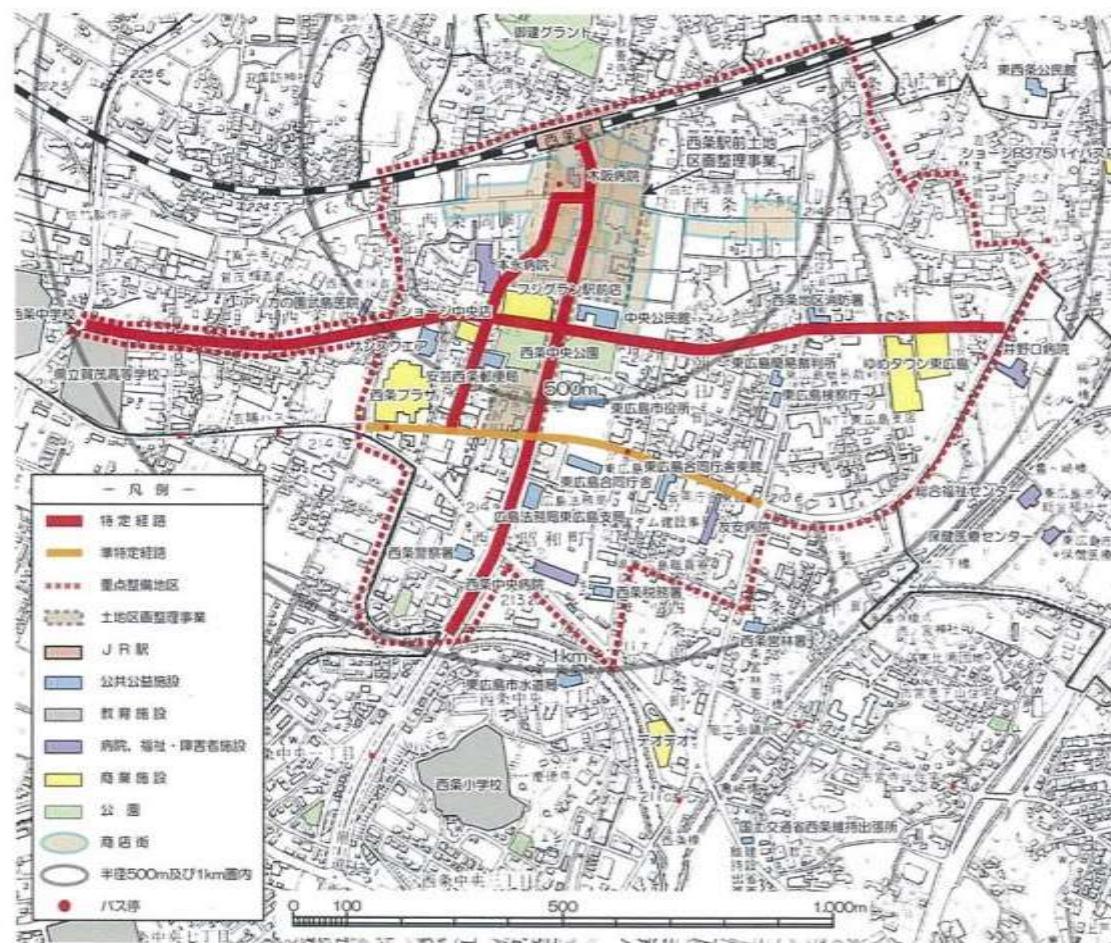
●西条駅周辺の重点整備地区

- 駅南側の概ね1km以内には、公共公益施設、病院及び商業施設等が多く立地しており、それら対象施設と駅を結ぶ沿線を含めた範囲を重点整備地区とします。
- 駅北側には対象となる施設は立地していないことから、重点整備地区は指定しません。
- 駅東側は、中心市街地活性化基本計画の「歩行者優先ゾーン」と整合を図ります。
- 西条駅から南東方向1km程度（直線距離）の位置に、総合福祉センターや保健医療センターが立地していますが、実際の徒歩の距離は1.5km以上であるため、重点整備地区には含めません。



●西条駅周辺の特定経路

特定経路		特定旅客施設 ⇄ 主な対象施設
特定経路	①(一)西条停車場線（ブルーバール）	西条駅 ⇄ 市役所・西条警察署 等
	②(市)栄町4号線（中央通り） (市)本町上寺家線	西条駅 ⇄ 安芸西条郵便局 等
	③(市)中央巡回線	西条駅 ⇄ サンスクエア・県立賀茂高等学校 ・ゆめタウン東広島 等
準特定経路	④(市)一町田吉行線	西条駅 ⇄ 東広島合同庁舎・西条プラザ 等



●現状と課題

①(一)西条停車場線〔ブルーバール〕（特定経路）



- 視覚障害者誘導用ブロックは、目立つ色であり、歩道幅員も非常に広い。
- 街路樹の根により、歩道面が波打っている。
- 自転車や自動車を視覚障害者誘導用ブロック上に放置した箇所がある。
- ベンチや身体障害者対応公衆電話を設置している。
- 街路樹が歩道の真ん中にあり、それを囲むブロックが高い箇所がある。
- 時期によっては落ち葉により滑りやすくなる。
- 視覚障害者誘導用ブロックが一部湾曲、不等沈下等している箇所がある。
- 歩道のすりつけ部の段差が2cm以上の箇所がある。
- 音響信号機は3箇所に整備されているが十分とはいえない。

②(市)栄町4号線〔中央通り〕、(市)本町上寺家線（特定経路）



- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 歩道上に排水溝のグレーチングや、ふたの穴がある。
- 歩道幅員が1m以下と狭く、段差や極端な傾斜がある。
- 歩道上に道路標識の支柱がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが剥がれ、連続性がない箇所がある。

③(市)中央巡回線（特定経路）



- 歩道が設置されてるが、横断歩道へのすりつけ部の勾配がきつい箇所がある。
- 目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、表面が摩耗し凹凸がなくなっている箇所がある。
- バリアフリーに対応した歩道が整備されている箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある。

④(市)一町田吉行線（準特定経路）



- 北側に、歩道が整備されていない区間がある。
- 南側の歩道上に電柱、看板やグレーチング等があり、歩行者の通行の障害となっている。
- バス停部分で歩道幅員が狭い。
- 市役所前の歩道には、目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックを設置しているが、歩道幅員は1.8m以下であり、それより以東の歩道幅員は狭い。
- 歩道上に、20cmの段差のある箇所がある。

⑤西条駅駅構内、駅前広場（特定旅客施設）



- 駅構内
- 駅前広場から改札口までに、1.7mの高低差がある。
- ホームへの昇降施設は階段のみである。
- 階段には手すりが設置されている。
- ホームには身体障害者用トイレが設置されているが駅前広場には無い。
- 駅前広場からホームへ直接結ぶスロープがあるが、呼び出しボタンのみで、屋根や照明はない。
- 改札口付近の身体障害者誘導用ブロックの色が床面と同色でわかりにくい。
- ホーム内の視覚障害者誘導用ブロックは線路側に設置されている。
- 聴覚障害者用の電光掲示板等の設備はない。

(3) 西高屋駅周辺地区

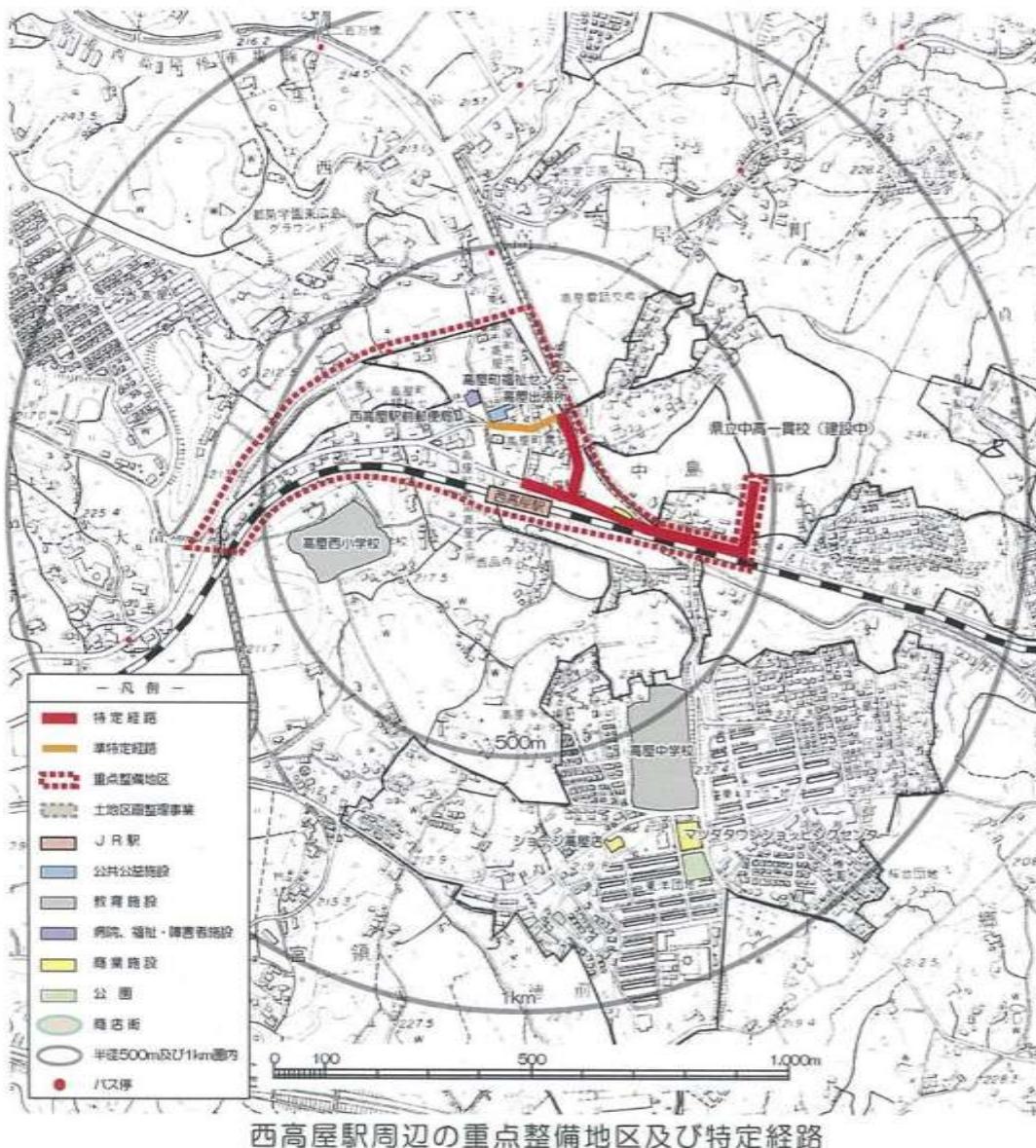
●西高屋駅周辺の重点整備地区

- 駅北側には市役所出張所、福祉センター等の施設が立地しており、また、駅東側には県立中高一貫校が建設されていることから、それら対象施設と駅を結ぶ沿線を重点整備地区とします。
- 駅南側には対象となる施設は立地していないことから、重点整備地区は指定しません。



●西高屋駅周辺の特定経路

特定経路		特定旅客施設 ⇄ 主な対象施設
特定経路	①(主)東広島本郷忠海線	西高屋駅 ⇄ 県立中高一貫校
	②(市)中島7号線	西高屋駅 ⇄ 県立中高一貫校
	②(一)西高屋停車場線	西高屋駅 ⇄ 市役所出張所・福祉センター
準特定経路	③(市)中島白市線	西高屋駅 ⇄ 市役所出張所・福祉センター



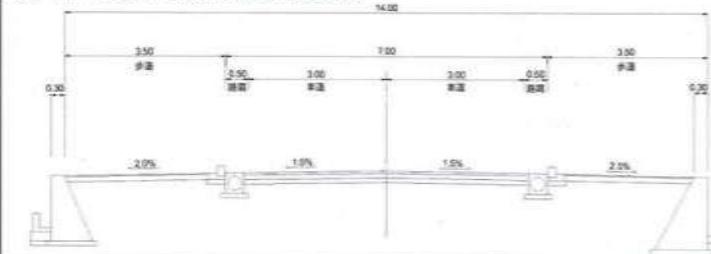
●現状と課題

①(主)東広島本郷忠海線（特定経路）



- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 歩道の縦断勾配がきつい箇所がある。
- 北側の歩道は、駅前の交差点から駅前広場まで整備されている。
- 南側の歩道は、一部幅員が狭い箇所がある。
- 歩道上に目の粗いグレーチングがある。

②(市)中島7号線（特定経路）



- 県立中高一貫校の建設に併せてバリアフリー化された歩道が整備中である。

③(一)西高屋停車場線（特定経路）



- 広い歩道にわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置してある。
- 横断歩道上に、目の粗いグレーチングがある。

④(市)中島白市線（準特定経路）



- 歩道は整備されていない。
- 車道上に、目の粗いグレーチングがある。
- 道路の横断勾配がきつい箇所がある。

⑤西高屋駅駅構内、駅前広場（特定旅客施設）



《駅構内》

- 駅前広場から改札口までに10cmの段差がある。
- 改札口からホームまでわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- ホーム内の視覚障害者誘導用ブロックは線路側に設置されている。
- 聴覚障害者用の電光掲示板・字幕放送等の設備はない。
- ホームへの昇降施設は階段のみである。
- 階段には手すりが設置されている。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。

《駅前広場》

- わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、駅に向かう歩道上でとぎれている。
- 歩道からバス停まで視覚障害者誘導用ブロックが整備されていない。
- バス停にベンチ及び上屋が設置されている。

3. 特定事業の内容

基本構想に位置づけられる特定事業の整備は概ね平成22年を目標としているため、事業の実現性、その事業規模及び関連事業（土地区画整理事業等の整備に併せた整備）を考慮する必要があります。

よって、「優先的に整備するもの」と「その後整備するもの」と分け、特定事業を決定します。

また、事業の長期化が予想される箇所については、当面、現況の改良等で実施できるバリアフリー化に努めます。

3-1 公共交通特定事業

(事業主体：鉄道事業者、バス事業者)

【主な整備内容】

- 特定旅客施設内へのエレベーター又はエスカレーター等の整備
- 上記の整備における特定旅客施設の構造を変更する整備
- 旅客運送のためバス車両の低床化等の整備

① JR西日本

駅構内の実施事業		整備計画	
		優先的に整備する内容	その後整備する内容
JR西日本	八本松駅	<ul style="list-style-type: none">○各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置（平成15年度）○駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良（平成15年度）	
	西条駅	<ul style="list-style-type: none">○駅及び駅周辺の整備にあわせて、各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置、駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良	
	西高屋駅		<ul style="list-style-type: none">○駅及び駅周辺の整備にあわせて、各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置、駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良
その他		<ul style="list-style-type: none">○社員のバリアフリーに対する教育訓練	

② 芸陽バス・中国JRバス

	整備計画
バス停等の実施事業	<ul style="list-style-type: none">○バス停時刻表のバリアフリー化（時刻表の文字を見やすくする等）○バス停での車外用放送等による、音声での行き先案内の実施
車両等の実施事業	<ul style="list-style-type: none">○新規車両導入時はバリアフリー対応[*]
その他	<ul style="list-style-type: none">○社員のバリアフリーに対する教育訓練

*資料の移動円滑化基準の概要を参照

3-2 道路特定事業

(事業主体：道路管理者 [広島県、東広島市])

【主な整備内容】

- 歩道の拡幅、路面の構造の改善等

①-1 広島県（特定経路）

		整備計画
西条駅周辺	(一)西条停車場線 (ブルバール)	<ul style="list-style-type: none"> ○既存歩道における整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇すりつけ部の改良 ◇歩道面の不陸の解消 ◇街路樹を囲むブロックの段差解消 ◇視覚障害者誘導用ブロックの改良 <ul style="list-style-type: none"> ・不等沈下の解消 ・ブロック上の水たまりの解消 ・湾曲の解消 ○バス停の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇ノンステップバスに対応したバス停の整備 ◇上屋、ベンチ等の整備 ○ソフト面での対応 <ul style="list-style-type: none"> ◇落ち葉清掃活動などの普及 ○街路樹の伐採 <ul style="list-style-type: none"> ◇街路灯の照度に影響を及ぼしている部分について
西高屋駅周辺	(主)東広島 本郷忠海線	<ul style="list-style-type: none"> ○既存道路整備によるバリアフリーに対応した歩道（北側：W=3.5m）の設置 ○視覚障害者誘導用ブロックの設置
	(一)西高屋 停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ○横断歩道上の目の粗いグレーティングの改良

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

①-2 広島県（準特定経路）

		整備計画
八本松駅周辺	国道486号	<ul style="list-style-type: none"> ○八本松駅前土地区画整理事業によるバリアフリーに対応した歩道の設置
	(主)馬木八本松線	<ul style="list-style-type: none"> ○八本松駅前土地区画整理事業によるバリアフリーに対応した歩道の設置及び横断歩道橋設置箇所の歩道幅員の確保

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

②-1 東広島市（特定経路）

		整備計画
西条駅周辺	(市)栄町4号線 (中央通り)	○西条駅前土地区画整理事業及びみち再生事業によるバリアフリーに対応した整備を検討
	(市)本町上寺家線	
	(市)中央巡回線	○視覚障害者誘導用ブロックの設置、摩耗部分の改良 ○歩道すりつけ部の改良
西高屋駅周辺	(市)中島7号線	○既存道路整備によるバリアフリーに対応した歩道の整備

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

②-2 東広島市（準特定経路）

		整備計画
西条駅周辺	(市)一町田吉行線	○視覚障害者誘導用ブロックの設置 ○歩道のすりつけ部に段差がない箇所へ、適切な段差の整備 ○目の粗いグレーティングの改良
西高屋駅周辺	(市)中島白市線	○目の粗いグレーティングの改良 ○側溝の改良 ◇道路の横断勾配の改良（両側）

3-3 交通安全特定事業

（事業主体：公安委員会）

【主な整備内容】

- 高齢者、身体障害者等の道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路標識または道路標示の整備
- 違法駐車等の取締りの強化やそれらを防止するための広報活動及び啓発活動等

①公安委員会

重点整備地区内の特定経路上において実施する事業

- 高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規則の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等
- バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- 違法駐車行為の取り締まり強化、これらを防止するための広報活動・啓発活動、その他防止のための事業

3-4 その他の事業

(事業主体: 東広島市)

【主な整備内容】

- 駅前広場やその周辺におけるバリアフリー化
- こころのバリアフリーの推進のための啓発活動等

①東広島市

	整備計画	
	優先的に整備する内容	その後整備する内容
八本松駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎へ移動するための昇降設備等（エレベーター等）の設置 ○トイレの設置（身体障害者用を含む） ○跨線橋の歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置 	
西条駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○西条駅前土地区画整理事業による整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ◇バス停及びバス停から駅舎までの上屋整備 ○北側の駅前広場及び南北自由通路の事業着手 	
西高屋駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停までの視覚障害者誘導用ブロックの設置 ※(主)東広島本郷忠海線の道路整備に併せて整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○南側の駅前広場及び南北自由通路の事業着手 ※入野川河川改修に併せて
特定経路沿線周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが高齢者及び身体障害者等に対する理解を深め、積極的に手助けする環境を創出するために必要な啓発活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇歩道上の放置自転車の取締り強化 ◇歩道沿いの施設へ、スロープ設置の呼びかけ ◇車両の歩道乗り入れ・通過を削減するための仕組みづくりの検討 ◇落ち葉等の清掃活動の呼びかけ ◇バリアフリー等に関する啓発活動の実施（福祉まつり）等 	

5-5 その他の駅周辺に対する事業

	整備計画
白市駅	○広島空港のアクセスとなる新たな軌道系交通の整備に併せて、駅前広場等の整備について検討する。
新幹線東広島駅	○エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックが設置されており、駅前広場から駅構内に至る経路上に段差もなく、移動上とくに問題がない。